

<研究ノート>

## 「記述独立方式」をめぐる 1950 年代の論争 (1)

— 日本における近代目録法をめぐる論争を読む (2) —

和中 幹雄

本誌第1号に発表した研究ノート<sup>1)</sup>では、ダウنز報告 (1948 年) から『日本目録規則 1952 年版』(NCR1952) と『日本目録規則解説』(NCR1952 解説) 刊行 (1954 年) までの時期を扱うとともに、1951 年 3 月から 1955 年 4 月まで繰り広げられた『学校図書館』誌における論争 (13 編の寄稿文) をレビューした。今回および次回 (予定) は、1950 年代後半 (1955 年以降) を扱う。

今回は、NCR1952 と NCR1952 解説の批判的検討を契機として、森耕一が「記述独立方式」を提唱するに至る過程をたどる。

本稿で記述する事柄の多くは、志保田務著『日本における図書館目録法の標準化と目録理論の発展に関する研究』(学芸図書, 2005) に詳しいが、本稿は、「目録規則の策定 (改訂) に際して行われた興味深い論争を微視的に辿る」ことを目的としているので、重複を厭わずに記述することにした。

世界的にも珍しい「記述ユニット・カード方式」と呼ばれる非基本記入方式がわが国の標準目録規則で採用されたのは、1977 年の『日本目録規則 新版予備版』(NCR1977) が最初であった。しかし、その基礎となった「標目と記述の分離」方式を森耕一が提唱したのは 1955 年 12 月であり、NCR1977 まで 20 年以上が経過している。しかも、この方式の名称は、当初は「標目と記述の分離」と呼んだが、1957 年には「記述独立の方式」と呼ぶようになる<sup>2)</sup> (以下、一般的に述べる場合には、現在最も人口に膾炙している「記述独立方式」という用語を用いる)。さらに 1970 年代になると、「標目未記載ユニット・カード方式」という用語で検討され、NCR1977 では「記述ユニット・カード方式」、『日本目録規則 1987 年版』(NCR1987) では「記述ユニット方式」という用語が採用されている。このような用語の変遷と内容の異同については別論で扱いたい。NCR1977 以降『日本目録規則 2018 年版』刊行まで 40 年以上にわたって非基本記入方式が採用されてきたが、本稿はあくまでも、その基礎を築いた目録作成方式が、1950 年代にどのような過程で生まれたかを明らかにするための微視的な読解である。

### 1. NCR1952 批判から「標目と記述の分離」方式の提唱へ

「記述独立方式」の提唱は、NCR1952 および NCR1952 解説に対する批判から始まる。それは、森耕一を始めとする何人かの研究者および公共・大学・学校図書館員による雑誌論文を通じた真摯なやり取りの中から生まれてきた。関連する文献として、1953 年 11 月か

ら、「記述独立方式」の提唱の記念碑的論文とされる森耕一「標目と記述の分離：目録作業の合理化のために」が『図書館雑誌』に発表される1955年12月までの重要と思われる16編の文献を年代順にレビューする。論文の発表誌は、すべて『図書館雑誌』か『図書館界』である。論争に登場する人物を分かる範囲で生年と当時の所属を付記してリストアップすると次のとおりである。

- (1) 森耕一 (1923 生 和歌山県立医科大学)
- (2) 丸山悦二郎 (信州大学図書館)
- (3) 高橋泰四郎 (1914 生 国立国会図書館)
- (4) 杉原丈夫 (1914 生 福井大学)
- (5) 藤田善一 (1918 生 京都府立図書館)
- (6) 井上裕雄 (京都府立図書館)
- (7) 石塚栄二 (1927 生 和歌山県立図書館)

NCR1952 が1953年1月に、NCR1952 解説が1954年12月に刊行されて以来、これらに対する質問や疑問や意見といったさまざまな批判が登場してくる。NCR1952 解説には、292件におよぶ豊富なカード記入例が掲載され、目録規則の具体的な検討が可能となったからである。

- (1) 1953.11 森耕一, 橋本順子「A.L.A.目録規則の研究 (1)--特にNCRとの比較において」『図書館界』5(3). p.96-10

実践的な問題意識から行われた森耕一の目録研究の始まりとなる文献である。NCR1952は、戦前の『日本目録規則1942年版』(NCR1942)を引き継いだ著者基本記入方式であるが、和漢洋書共用のNCR1942とは異なって、和漢書のみを対象とした規則であった。日本図書館協会目録委員会は、NCR1942における洋書の規定が不十分であるため、洋書については、ALA Cataloging Rules for Author and Title Entries と LC Rules for Descriptive Cataloging に委ねるというダウンズ報告に従った方針を採用したからである。

しかし、和漢書と洋書の規則の一本化は望ましいので、ALA と LC の二つの規則を「A.L.A.目録規則」と総称し、それらとNCR1952 との一本化がどのようにすれば可能かという観点から行った比較研究である。

- (2) 1954.4 丸山悦三郎「外国カナ名辞の表記に関する研究 (上)」『図書館界』6(2). p43-49
- (3) 1954.6 丸山悦三郎「外国カナ名辞の表記に関する研究 (下)」『図書館界』6(3). p90-93

これらの文献は、「和書名と日本語の件名に見られるカナ書きの、外国の人名・地名、あるいはその他カナで書かれた外来語・外国語等が、標目になる場合の表記の方法を論究」したものである。和漢洋を一本化した大学図書館等の辞書体目録(著者、書名、件名記入を混

排)を前提にして、カナで表記される個人名、団体名、国名・地名、普通名詞(いわゆる外来語)の標目をいかに表記するかについての研究である。この問題は、優先名称や統制形アクセス・ポイントの形式の問題として現在でも論議されているが、カナ形を標目とすることは対象外とし、アルファベット文字のみを使用することを前提としている。

「人名・国名・地名は原語、その他は英語を使用」「書名の初語にくる場合に限り、主として英語を使用」「書名の初語にくる場合における日本読みと、原綴(または英語)が甚だしく異なる場合に限り、原綴を使用」「人名・地名を原綴にし、国名・州名その他一般名辞の日本読みを使用」といった当時実際に使用されていた方法を列挙した上で、「目録上外国カナ名辞は、すべて日本語形からローマナイズすべきである」と結論づけている。

(4) 1954.8 森耕一「標目とそのローマ字表記：丸山氏の研究に関連して (Short Notes)」『図書館界』6(4). p140-141

評者は上記の文献(2)(3)の研究を、①いままでに公にはほとんど論議されたことのない新しい問題を提起したという点、②具体的なデータに出発点をおいているという二点で、高く評価している。

但し、①著者記入(著者標目)も原綴ではなく、ローマ字またはカナによるべきではないか、②和洋書に対する目録を分離して、和書に対してはカナ表記をとった方がよいのではないか、といった評者自身の意見も付け加えている。

(5) 1955.4 丸山悦三郎「日本目録規則解説批判」『図書館雑誌』49(4). p123-127

NCR1952 解説への批判は、1955年4月のこの文献から始まる。

丸山は、「いよいよ日本目録規則解説版が出版された。館界を代表する解説委員諸先輩の1年有半にわたるご苦勞には深甚の感謝を表したい。特に292という豊富なカード記入例は本書の圧巻であって、この点図解目録法とでも称すべきものであろう」とNCR1952解説を高く評価した上で、「記入例にかなりの正誤を要した点は、それによって誤りを正し得たとしても、甚だ本書の權威を失墜させ、遺憾に思われた。委員多数の分担作業による不慮の不統一として、或る程度までは許容されなければならないであろうが、やはり館界における目録記述の混乱の現われと見る方が正しいであろう」と痛烈に批判している。「正誤は形式的なもの(記号使用法等)が多いが、書誌的事項の取扱いに関する原理や明確な定義がないところに由来するように思われる」と指摘する。要するに、原理原則がないために生じたであろう正誤であるという指摘である。

「共著者の間を区切るコンマがない」とか「主標目と副標目を区切るコンマがない」といった場合の正誤は、標目の形式についての明確な規定がないにもかかわらず、具体的な目録カードの実例を示さざるを得ないために生じた正誤である。また、「カード規則は2段式にもかかわらず、NDLの印刷カードの運用が3段式なので、その混用が見られる」という、規則と実際の運用との相違からくる正誤の例も指摘している。

ここでいう 3 段式とは、目録カードの記載形式のことである。現在、カード目録を目にしなくなったので、この 3 段式について、簡単に説明しておきたい。

当時、日本図書館研究会に所属する図書館員や研究者にとって、戦前の NCR1942 が採用していた ALA 規則由来の 2 段式（インデントが 2 段）のカード記載形式が当たり前のものと思われていた。

<2 段式>

	前 川	康 男
西荻書 科 第		伝記ものがたり 前川康男, 向坂隆一郎共著 東京 店 昭和 26 (1951) 109p 図版 15 cm (三色文庫 第 11 切手の社会 科 第 2)

ところが、国立国会図書館の印刷カードや NCR1952 のカード記載例では、次のような 3 段式を採用することとなった。3 段式とは基本記入の標目がトップで、標題（書名、巻次、著者表示、版）は 1 段字下げし、出版事項・対照事項はさらに 1 段字下げする記載形式である。

<3 段式>

	前 川	康 男
		伝記ものがたり 前川康男, 向坂隆一郎共著 東京 西荻書店 昭和 26 (1951) 109p 図版 15 cm (三色文庫 第 11 切手の社会 科 第 2)

NCR1952 の序文に、カード記載例が 3 段式となった経緯について、次のように記している。

第三の問題はカード面の記載の形式についてであった。この件に関しては国立国会図書館が昭和 25 年 12 月より、同館の印刷カードの一般頒布の計画が立てられた関係上、特に早急に審議する必要が生じたので、一般審議過程から切り離して先議することとなった。カード記載の形式は大別して、NCR が採用していた A.L.A 規則に基づくいわゆる二段式と称せられるもの及び国立国会図書館が使用中の三段式と称せられるものの二様式に分つことが出来るが、そのいずれも採用すべきかが論議の中心となり、結局国立国会図書館の費用において両式の見本印刷カード 500 組を印刷し、これを各種図書館、研究所、学会等約 500 個所に配布して意見を求めた。この調査の結果三段式 83 パーセント、

二段式 14 パーセント、その他 3 パーセントという数字を得た。

この国立国会図書館の3段式に対して、当初、「珍無類」「ひとりよがり」「独善趣味」などと罵倒されることがあった。現在の眼からすると、どうでも良いように思われるが、当時の図書館員や研究者にとっては、戦前の主記入論争を潜り抜け生み出された NCR1942 以降の伝統をないがしろにするという意識が明らかに見られる。特にそれを実践する国立国会図書館は、戦後、図書館界の意向とは無関係に青天の霹靂のように設立されたことの象徴的な問題と考えられたのかもしれない。

但し、カード書式類型を 21 種類にまとめた天野敬太郎は「目録カードとその書式」(『図書館界』2(2), 1959.9. p.1-10) において、このような反感に対して次のように諫めている。

カード書式は大体大同少異であって、新規な目新しい考案はまず不可能である。仮りに国会図書館の印刷カードを見て、珍無類とか、他にみたことがないものと云う者があれば、それは座興の言でなければ、図書館学につき素人か未熟者の言であり、さもなくば狂人であろう。

ここで問題になっているインデントのあり方は、小さな 1 枚のカードの中の情報をいかに見やすく理解しやすくするかの工夫の一つである。このような記載形式の問題が「記述独立方式」を生み出す契機の一つとなっているのではないかと思われるが、この問題については、次回で再度取り上げることにしたい。

(6) 1955.4 高橋泰四郎「現下の目録法の諸問題：「日本目録規則解説批判」を読んで」(『図書館雑誌』49(4). p128-130)

NCR1952 解説を編さんした日本図書館協会目録規則解説委員会の委員長であり、国立国会図書館の職員である高橋泰四郎<sup>3)</sup>による文献(5)に対する応答である。

「目録規則解説委員会は既に解散して、今はないので、委員会の見解ではないが、以下私の見解を申し述べる。・・・丸山氏の批判は、大変結構なもので、綿密に御批判下さった氏に感謝しなければならない。同氏の批判は十分研究の上、次の改訂には同書中に取り入れられることと思う。なかには研究を要する問題もあるので、一々回答するのをやめて、一括して根本的な問題だけにふれてみたい。」という断り書きから始め、「根本的な問題」として、「未完記入について」、「日本目録規則の未完成部分について」、「句読法について」、「標目の国語について」、「3 段式記入形式」、「その他の丸山氏の意見について」と 6 項目に分けて論じている<sup>4)</sup>。ここでは、本稿に関係する事項についてのみ触れる。

高橋は、「句読法について」と「標目の国語について」という箇所、次のように述べている。

主標目と副標目との間にピリオドを打つことは、洋書目録法ならいざしらず、和漢書目録法に於ては、標記の問題であり、排列の問題である。従って本規則中に規定することは、妥当でないと考えたからであろう。同様にして個人名の場合、姓と名の間にカンマを用いるのは標記に於てである。

標目の国語が明かに表現されていないのは、排列法が未解決のまま、標目の国語を論じることが出来ないからである。排列法と標記の問題を先ず決定しなければならない。

NCR1952 解説作成の委員長であったにもかかわらず、やや他人事のような文面となっているのは、高橋自身は NCR1952 策定の目録委員会のメンバーではなかったからであろう。いずれにしても、NCR1952 では排列法と標記の問題は扱っていなかった。著者名順にしる書名順にしる、五十音順やアルファベット順に排列するためには、カナないしローマ字のデータが必要であるにもかかわらず。

「標記」とは、NCR1965 では「標目の読みの形」、NCR1977 では「標目指示における標目の表わし方」、NCR1987 では「標目の表し方」、NCR2018 で「読み形」などに対応する用語である。

NCR1965 では、「標目が、かなまたはローマ字以外の文字で記載されているときは、記入の排列および検索の手がかりのため、かなまたはローマ字によってその読みの形を表記するか、または、ローマ字に翻字した形を表記する。」(5条)と規定しているにもかかわらず、カード実例を見ると、基本記入の標目を漢字で表記し、その上にルビのようにカナ読みないしローマ字読みを付記している。しかし、NCR1977 や 1987 では、「標目は、原則として和資料については片かなで表記し、洋資料についてはローマ字で表記する」(NCR1987 22.3.0) という規定に基づき、カード記入例も標目はカナまたはローマ字のみである。標目と標記の関係を論議しだしたこの時代では、NCR1965 のカード実例のように、カナ標記と漢字の標目の総和を標目とするという考え方<sup>5)</sup>とカナ標記またはローマ字標記のみを標目とする考え方が併存していた。

(7) 1955.4 森耕一「辞書体目録における記入排列に関する二三の問題」『図書館界』7(2). p57-60, 66

藤田善一<sup>6)</sup>、石塚栄二の協力を得て、国立国会図書館の印刷カード(主記入ユニット・カード)のトレーシングの指示に従って、副出記入を実際に作成し、「松尾芭蕉」を標目にもつ基本記入・著者副出記入・件名記入を集め、国立国会図書館のカード排列規則<sup>7)</sup>に従って、それらを排列することにより、問題点を摘出した論文である。

問題点のまとめとして、次の3点を指摘している。

①「時には、基本記入においても書名を標目の中に加えた方が適当な場合があった。」これは、「標目と記述の分離」における「第二標目」につながる問題である。「第二標目」につ

いては、文献(16)で説明する。

- ②「辞書体目録では、件名記入があれば、著者副出が不要になる場合がある。」という指摘は、分割目録ではなく、辞書体目録に対して適用する場合、現在の NCR1952 は多少とも補正すべきであるという指摘である。
- ③「以上のことから、件名記入および排列に関する規則を合せもつものでなければ、目録規則は完全でないということ。」という指摘は、著者・書名記入に関する規則である NCR1952 自体の検討だけでなく、件名記入に関する規則および排列規則を制定して、目録規則を体系として完成させることも重要な課題であることの指摘である。

(8) 1955.7 森耕一「日本目録規則に対する意見」『図書館雑誌』49(7), p.212-215, 220

NCR1952 解説をめぐる丸山の文献(5)と高橋の文献(6)のやり取りを受けた森の意見の表明である。

標目は、「個々のカードの見出語であって、目録を編制する場合、個々のカードはこの見出語即ち標目によって、排列の順位が決定される」という NCR1952 解説 (p.26) を引用し、「いわゆる標記を抜きにして標目は考えられない。むしろ、いま和漢書目録法で普通に標記とよばれているものだけで、標目とも考え得るのではなかろうか」として、標目イコール標記論を述べている。

さらに、NCR1952 に従って、句読法（姓名間のカンマ）、標目と標記、標目と記述の関係、書名副出記入、著者副出記入について、主にカードにおける標目の記載方法を論じていて、基本記入の意義についてはまだ触れていない。

(9) 1955.8 森耕一「日本. 法令という標目」『図書館界』7(4). p137-139

基本記入の意義に関わる森耕一の論究の最初のものである。基本記入の必要性と基本記入の標目の選定基準について論じたものである。

NCR1952 の「33 条 近代法律」を素材にして論が始まる。33 条の規定は次のとおりである。

近代の単一の法律は国名、州名を標目とし、「法令」を副標目とする。(中略)

法令集、令規集、例規集及びこれらの抜粋集は編者を標目とし、編者のあいまいなものは書名をとる。

日本. 法令 航空法

最高裁判所. 事務総局 国会法律集

これについて森は、次のように指摘する。

・・・「日本. 法令」の下には、あらゆる主題に関する法律が集められているので、それら

は、法律の原文であるという以外には、互いになんら関連のない資料である。すなわち、「日本. 法令」というのは、高橋氏も指摘しているように、形式標目なのである。とすれば「日本. 法令」を標目とする記入こそ、むしろ広義の件名記入の一種なのではないか。

そして、一方、法律の原文であれば、その資料の標題には、ほとんど例外なしにその法律名がとられているであろう。とすれば、法律名を標目とするものが、一種の書名記入であり、基本記入としてヨリふさわしいものではなかろうか。

このことは、別の観点からも裏づけられる。副出記入を目録規則で規定されている通り（あるいは、それ以上）に十分に作成する場合は問題ではない。しかし、一図書に対する記入の数を制限しなければならない場合がある：

- (1) 印刷冊子目録
- (2) 総合目録
- (3) カード目録でも、経済という観点からは、なるべく副出記入を少なくしたい。

記入の数を制限する場合には、一般に副出記入が省かれ基本記入が残されるであろう。

このように森耕一は、基本記入の必要性を明示する。さらに、基本記入の標目の選定基準については、次のように述べている。

英米目録規則およびその流れを汲む日本目録規則は、基本記入の標目としては、**authorship**（著者がだれであるかということ）を最も尊重して来た。しかし、いまや、この思想は転換すべきではないか。

基本記入の標目としては、**selective cataloging** の場合（記入の数を制限したとき）に残される記入の標目として最も妥当なものが選ばれるべきではないか。**Authorship** という原理が破棄されれば、著者の見出しがたい資料に無理に著者（「日本」の如き）を作る要もない。

この新しい立場からは、基本記入の標目は

- (1) よく知られた、最も牽きやすいコトバであること
- (2) だれが目録をとっても一致するような、すなわち根拠の確かなものであるべきというようなことが、必要条件として望まれる。このような条件・・・を満たす標目は、おそらく多くの場合に、著者・編者となるであろう。しかし、**authorship** ということにこだわるべきではない。というのが新しい立場である。資料の性質によって、時には出版者、時には件名が、基本記入の標目となってもよいのではないか。

この論文が発表された4か月後に、いわゆる「記述独立方式」を提唱する有名な論文が発表される（文献(16)）。「一図書に対する記入の数を制限しなければならない場合には、基本記入の標目は必要である」という指摘は重視されず忘れられてゆく。このことが、その後のわが国の目録法の展開に大きな影響を与えたように思われる。しかし、それは1960年以



降の問題である。

(10) 1955.9 杉原丈夫「日本目録規則への質問：標目をめぐって」『図書館雑誌』49(9). p326-329

NCR1952 への質問と NCR1952 解説への質問の二部に分けているが、質問の多くは、丸山悦三郎の文献(5)と同様に、標目の形式に関わる質問が中心である。例えば、「西洋人名」の規定について、「個人著者は本名をとる」という原則があるのに、古代ギリシャ人名はなぜギリシャ語形ではなく、ラテン語形なのか（「プラトン」ではなく「プラトー」、西洋の君主で世系や称号を付加するが、フランス王でもなぜ英語を用いるのか、といった質問である。示された例を見ると、日本国内における常識に基づくのではなく、ALA 目録規則の直輸入であることを示す事柄が並んでいて、きわめて興味深い。

標目の選択としては、「編さん書」（14条 編さんものは編者を標目とする）と叢書類（43条 書名を標目とする）との相違についての質問である。集合的実体（Aggregates）の取扱いとして現在も引き続き課題となっている。

しかし、この論文で重要なのは、最後に、「相対性原理」という有名な言葉を使って、「基本記入の標目」と「副出記入の標目」の区別に意味はないという次の指摘である。この指摘は、森耕一が「標目と記述の分離」説をまとめる上で、大きな影響を与えた。

著者、書名、主題の3目録を完備すると否とにかかわらず、(1)すべてのカードの記述が同じであり、つまりユニット・カードであり、(2)すべてのカードにトレーシングが記入してあり、かついわゆる基本標目もトレーシングに書き加えるという2条件のもとでは、著者、書名、主題の3種のカードは目録記入上対等であり、どれが絶対的な基本カードであるかということはない。

ユニット・カード（すべてのカードの記述データの内容は同じ）であり、かつ基本標目（基本記入の標目）も含めた標目データが、トレーシング（標目指示）に記載されているという2条件のもとでは、すべての標目は等価であるという、後代の用語でいえば、「等価標目」という概念を示した点である。

最後に次のように付け加えている。

・・・現行の印刷カードのトレーシングにいわゆる基本標目をも加え、かわりに第1行にある著者基本標目を除けば相対性原理による印刷カードになる。

(11) 1955.9 高橋泰四郎「著者主記入論覚書」『図書館雑誌』49(9). p330-333

著者主記入の意義について論じたものである。「著者主記入にするか、書名主記入にするかは、図書館の経営が合理化されて、ほんとうに国民のつかいよいものとなるか、又は昔の

ような暗いじめじめしたものにあともどりするかのわかれめである。」「このような時代においては、著者主記入は、誠に当然であって、今更いうのはおかしいくらいである。しかし、最近2・3著者主記入に対してうたがいがもたれているような論文をみたので、このようなことを、書いてみようと思うようになっただけである。」とまで述べているように、当時の著者主記入信奉者の一つの典型を示している。

論じる前に基本用語を次のように定義している。

- ・ 記入 (Entry) : 目録における、1つ1つの本に対する記録
- ・ 記入する (to enter) : 記入をつくること。  
みだし (Heading) : 記入の一番上に書いてあることば・・・和漢人名の場合は、漢字と仮名又はローマ字である。
- ・ 著者から記入する (to enter a work under the name of its author) : 著者をみだしとして記入すること。著者基本記入をつくること
- ・ 書名から記入する (to enter a work under title) : 書名をみだしとして記入すること。書名基本記入をつくること
- ・ 基本記入 (Main entry) : 目録をつくるときに、一番もととなる記入であって、その図書が完全に識別 (identify) できるように、詳しく記されている。この記入は、いろいろの記入をつくるときの単位となるので、単位記入 (Unit entry) ともよばれる。

これらの定義には、原語 (英語) を付記しながら、work という語を訳していない。「文献単位 (Literary unit)」や「それぞれの図書の書誌的な関係」に言及しているが、なにを「記入する (enter)」かという点についてどのような認識があったか明確ではないが、著者から記入する目的を三つ挙げている。

- ① 同一文献単位 (Literary unit) を集めること。
- ② 図書の識別を易容 (ママ) にすること。
- ② みだしとなった著者の下に集められた、それぞれの図書の書誌的な関係が明瞭となること。

(12) 1955.10 藤田善一「辞書体目録における件名標目」『図書館界』7(5). p158-164

昭和29年度日本図書館協会公共図書館部会研究奨励金による研究課題「公共図書館における辞書体目録の理論と実際」の一部をなすもので、この研究の最終目標は「カードによる辞書体目録が、わが国公共図書館の目録体系として、究極の到達点であり得るか否かを、特に経験的にとえようとするところにある」と述べている。

辞書体目録において件名標目を考察する目的は、「著者標目と書名標目とは、その名辞も形式もともにそれぞれの記入の対象となる図書そのものに記載されているものにほぼ規定され」ているのに対して、件名標目は、「その名辞と形式とは作業者の選定と決定とに委ね

られている」ため、「辞書体目録編成上の技術的な焦点は主として件名標目に置かれている」からであると述べている。

(13) 1955.10 井上裕雄「基本記入の標目 (1)」『図書館界』7(5). p149-157

「なぜ基本記入の標目が著者の名でなければならないか」という観点から、従来の主記入論の経緯と内容をまとめたものである。

1932年4月に『図書館雑誌』に公表された「和漢圖書目録法」<sup>8)</sup>が主記入の問題を保留して、著者主記入でも書名主記入でもよいとしたため、主記入論争を生み出すことになったこと、1932年9月の加藤宗厚「著者主記入論」によって、主記入論争は終息し、著者主記入が勝利したと言われていること、しかしその後も1933年5月の南論造「和漢圖書目録法における書名主記入と著者名主記入：両者の得失に対する私見」において書名主記入こそ有効であるということが論じられ、戦後再評価されていることなどである。これらの歴史的経緯から、著者主記入の有効性を示す論拠を次の11点にまとめているが、これらすべてが著者主記入論の根拠にはならないことを論じている。

- ① 国際的であること
- ② 件名標目の決定に便利であること
- ③ 利用率の高いものであること
- ④ 著者のない本はない—著者のない本はあっても書名のない本はない
- ⑤ 著者性のあるところによってきめるものである (飯田氏)
- ⑥ より安定な標目であること
- ⑦ はっきりした性質のものであること
- ⑧ 個別的・特徴的であること
- ⑨ 図書の書架上の位置をきめるものである
- ⑩ 分類目録 (件名目録) 内の位置を決定するものである
- ⑪ 同一文献単位 (Literary unit) を集めることができる

(14) 1955.11 石塚栄二「著者主記入論覚書」に対する疑問：基本記入とはなにか『図書館雑誌』49(11). p392-395

高橋泰四郎の文献(11)に対する疑問を通して、「基本記入」という概念を明確化しようとした論文である。

文献(11)に対して、「すくなくとも戦前の論議を土台としてより掘りさげられ、新たな展開をもっている論議を期待していたのであるが、私の読みとった限りでは残念ながらこの期待は裏切られている」と不満を述べた上で、NCR1952と高橋泰四郎の基本記入の定義を比較することから始める。

NCR1952は、「目録中の主体となる基本的記入。一般に著者を標目とし、書名以下註記事項まで詳細な記入をする。基本記入を補う第二次的記入に副出記入と分出記入がある。」

と定義する。これは、辞書体目録内（あるいは分割目録の各個別目録内）で基本となる記入であるという定義である。

一方、高橋は、「目録をつくるときに、一番もとになる記入であって、その図書が完全に識別できるように、詳しく記されている。この記入は、いろいろの記入をつくる際の単位となるので、単位記入ともよばれる。」と定義する。これは、図書館にあるすべての目録を通じて基本となる記入であるという定義である。

同じような定義に見えるが大きく異なっている。前者は辞書体目録という複数記入制の閲覧用カードという一目録内の秩序を問題にしているのに対して、後者は図書館が作成提供するすべての目録の秩序を問題としているからである。

加藤宗厚の「著者主記入論」が示す要件、「文献単位 (Literary unit)」による集中機能、杉原丈夫の文献(10)の等価標目の考え方などを吟味した上で、辞書体目録では主記入論は成立しないと結論づける。その上で、「Simple な目録、できるだけ一図書に対する記入を少なくして（一図書一記入が理想）しかも特定図書検索を果し得るもの」として、「この図書は第1に何の手がかりによって検索されるか」を探求することが、現代目録法における新しい主記入論であると付け加える。このような主記入論は、①印刷冊子目録、②総合目録のように **Selective cataloging** を必要とする目録の場合にも要求される」と述べている。

(15) 1955.12 井上裕雄「基本記入の標目 (2)」『図書館界』7(6). p183-191

森耕一の文献(9)と石塚栄二の文献(14)が示す基本記入の必要性（印刷冊子目録、総合目録、一図書に対する記入の数を制限しなければならない場合）に加えて、「事務用基本目録」の中にのみ基本記入は残ると指摘している。

(16) 1955.12 森耕一「標目と記述の分離：目録作業の合理化のために」『図書館界』7(6). p195-201

この論文は、記念碑的論文と言われているものであり、その内容は次のとおりである。

まず、「標目と記述というのは完全に分離すべきであること、分離することによって、いろいろな利点はあるが、ほとんど欠陥はないという見通しをもつようになった」経緯を述べることから始めている。

1955年2月刊行の『学校図書館』51号に「高木春木氏に申し上げる：ル・リーブル先生に代って」を投稿した以後も、「基本記入の標目とは、いかなる機能をもつか」を考え、「著者主記入論と書名主記入論」の妥協案を考えていたが、この時期に、横井時重が同様の考え方している<sup>9)</sup>ことを知って勇気づけられる。さらに、石塚栄二とも話し合った結果、次のような結論に至ったと述べるとともに、杉原丈夫の文献(10)と石塚栄二の文献(14)を引用している。

1冊の図書に対して、(著者・書名・件名など)複数の記入が作成され、いずれの記入

にも全く同様の記述が与えられている——同質・同量のインフォメーションがいずれからも得られる——という場合には、それら複数の記入のうちの、どれが基本記入であるという指定は不要である、というより、全く意味がない。

次に「標目と記述の分離」方式を具体的に提案する。

さて、基本記入の標目を、従来のユニット・カードに見られる位置から追放したら、どういうことになるだろうか。追放したままで、よいのである。ユニット・カードは標目を省いて記述だけを完成させる。そして、著者記入として使用するものには著者標目を、書名記入には書名標目を、件名記入には件名標目を書き加えたら、それでよいのである。

以下のカード記入例を示して説明する。横線より上にあるのが標目であり、横線より下にあるのが記述である。NCR1977 が示す、まさに記述ユニット・カードである。

<記述>

		源氏物語 【紫式部著】 谷崎潤一郎訳 東京 中央公論社 昭和 14・16 26 冊 23 cm
--	--	---

<カナ標記のみの標目>

タニ	ザキ	ジュンイチロウ
		源氏物語 【紫式部著】 谷崎潤一郎訳 東京 中央公論社 昭和 14・16 26 冊 23 cm

<カナ標記と漢字の標目>

タニ	ザキ	ジュンイチロウ
谷崎	潤一郎	
		源氏物語 【紫式部著】 谷崎潤一郎訳 東京 中央公論社 昭和 14・16 26 冊 23 cm

「標目と記述の分離」方式は、記述の独立による記述の様式の一貫性を確保するとともに、排列の順位を決定するという標目をもつ本来の機能を十分に発揮させるという二つの重要な意味があり、「第二標目」とは、後者の機能を発揮させるために役立つものとして位置付けている。

第二標目とは、「同一標目をもつ記入が2個以上となる場合には、これら相互の排列順位を決定するに必要な語句を標目の一部として加えられたもの」である。上記カードの「谷崎

潤一郎」を例にとると、谷崎は多作なので、著作名を第二標目にするというわけである。これは、わが国ではNCR2018で初めて実現した「著者+タイトル形の統一タイトル」の必要性につながる言及である。

タニザキ ジュンイチロウ. アシカリ  
タニザキ ジュンイチロウ. ゲンジモノガタリ  
タニザキ ジュンイチロウ. ササメユキ

さらに標目と記述を分離する利点として、標目の決定は目録法に通じた司書でないと難しいが、標題紙・奥付の忠実な転写を中心とした記述作業は未経験者でも可能であるので、目録作業を二つの部分に分けることができることにより、目録作業の合理化に役立つことを挙げている。

主記入論については、井上裕雄の文献(13)と石塚栄二の文献(14)の論に委ねて詳しく論じていないが、「(1)ユニット・カード制をとり、(2)基本記入の標目をもトレーシングに含めているという条件の下では、主記入論が成立しないこと、従来の著者主記入論の根拠の一つとして十分な理由をもっていないこと(書名主記入論でも、おなじこと)」と述べている。また、「従来のいわゆる<基本記入の標目>も、本法ではトレーシングの中に加えられているのだから、そのトレーシングにある標目の中から著者記号のために適当なものを選び、書架目録と照合の上、最終的に決定すればよい」とも述べている。この言説は重要である。基本記入の標目であることを示す記号をトレーシングに記録するならば、記述独立方式と基本記入方式の両立が可能であることになる。「記述ユニット・カード方式」のNCR1977でも「記述ユニット方式」のNCR1987においても、基本記入の標目選定のための規定があるのはこの考え方に従っている。

最後に「残された問題」として、(文献(14)p, 138-139と文献(15), p.11を参照して、次のように述べている。

複数の記入を前提とする目録体系(辞書体には限らない。個別であっても数種の目録から成る体系)では、ここに述べたような方法が極めて魅力的であるが、記入を単数(一図書に対して一記入)に制限する場合には、複数の記入のうち、いずれを残すかということで、基本記入の決定を迫られることになる。実は、これが今後の目録法における、<基本記入>の姿ではないかと思われる。

この論文発表から13年後の1978年に刊行される英米目録規則第2版の条項0.5(基本記入と等価標目)は、次のように述べている。

・・・多くの図書館が基本記入とその他の記入を区別していないことが知られている。そのような図書館は、第21章[アクセス・ポイントの選定]をそれぞれの場合に必要なす

すべての記入を決定する手引きとして利用することを勧める。しかし、次のいずれかの場合は、すべての図書館にとって、基本記入をその他の記入から区別することが必要であろう。

- a) 単一記入のリストを作成する
- b) 一著作について一つだけ引用 (citation) を作成する (関連著作の標目やいくつかの件名標目に必要なものとして)

さらに、基本記入の概念は統一タイトルを付与するときや、書誌的引用の標準化の促進に役立つと考えられる。

森耕一の論文は、書誌的引用という概念を除き、13年後刊行の AACR2 の規定と同じ認識に立っていることが明らかである。

- 
- 1) 『学校図書館』誌における記入論争 1951～1955：日本における近代目録法をめぐる論争を読む(1)『メタデータ評論』第1号
  - 2) 森耕一, 朴木貞子「基本記入とはなにか：Lubetzky の見解とその批判」『図書館界』8(6), 1957.6
  - 3) 戦後設立された国立国会図書館の職員は、宮内省、外務省、南満州鉄道株式会社、東亜経済調査局、外地の図書館等、さまざまな機関から採用されているが、高橋泰四郎は、南満州鉄道株式会社奉天図書館出身である。1914年生、1935年奉天図書館入館、1947年帝国図書館(のち支部上野図書館)入館、この時点では40歳を過ぎている中堅職員である。
  - 4) 高橋は、個人的な改訂希望事項として12項目を挙げている。彼は1955年9月に、関野真吉目録委員長のもとでの委員会の委員として委嘱され、『日本目録規則 1965年版』の策定に参加しており、この希望事項がどのような形で実現したかは、後の問題である。
  - 5) 「カナ標記と漢字の標目の総和」を標目とする考え方は研究者仲間では「山下栄説」と呼ばれていた。カナ標記と漢字を付記するカード実例を示す下記の文献を参照。  
山下栄「標目 (Heading) について：図書目録の基本問題 (解説)」『図書館界』6(1). p25-30
  - 6) 藤田善一 (1918 生) は、戦前は朝鮮半島で教員を勤め、戦後、図書館職員養成所で学び、1951年から京都府立図書館の職員となり、森耕一とともに、実務面でその有効性を確認しながら「記述独立方式」を提唱した一人である。
  - 7) 宮坂逸郎「和漢書辞書体目録用カード排列規則試案」『季刊図書館学』1巻4号. 1953. p. 21-29
  - 8) 日本図書館協会「和漢圖書目録法」『図書館雑誌』26(4):149, 1932.4. p75-84
  - 9) 横井時重「簡易目録法試案」『日本図書館研究会会報』第10号, 1949.8 (筆者未見)

(わなか みきお)  
2021年10月12日受理